

## 読書ノート

デイヴィッド・K. シブラー 著  
森岡孝二・川人博・肥田美佐子 訳

### 『ワーキング・プア』 ——アメリカの下層社会

小倉 一哉

(労働政策研究・研修機構主任研究員)

昨年、NHK が「ワーキング・プア」の特集を放送した。生活保護水準以下で働いている人々、それが日本には 400 万世帯もいるとの 7 月の放送は、評者も様々な場で大きな反響を感じた。12 月にも 2 回目が放送された。

この前後、イギリスやアメリカのワーキング・プアを扱った訳書が立て続けに刊行された。ポリー・トインビー『ハードワーク』(2005 年)、バーバラ・エーレンライク『ニッケル・アンド・ダイムド』(2006 年) (本誌 559 号に 2 冊を同時に扱った森岡孝二氏の書評が掲載されている) である。そしてこのたび、タイトルそのものが『ワーキング・プア』である訳書が刊行された。『ハードワーク』と『ニッケル・アンド・ダイムド』がワーキング・プアの体験記であるのに対して、『ワーキング・プア』はアメリカの下層社会に生きる人々の詳細なルポルタージュである。

悲惨な状況が、それでもかというほど叙述される。「第 1 章・お金とその対極」「第 2 章・働いてもうまくいかない」「第 3 章・第三世界を輸入する」「第 4 章・恥辱の収穫」「第 5 章・やる気をくじく職場」「第 6 章・父親たちの罪」「第 7 章・家族の結びつき」「第 8 章・体と心」「第 9 章・夢」「第 10 章・働けばうまくいく」と、これらの 10 章は、現在のアメリカにおける貧困の様々なかたちを、スポット的な主人公を軸に展開される。不法移民、低学歴のために最低賃金すれすれの仕事にしか就けないアメリカ国民、犯罪歴のある人、病気や家族に問題がある人、幼少時に親から虐待を受けた人……そのどれもが悲惨で、アメリカの下層社会を特徴づけている。日頃、くだらない週刊誌ばかり読んでいる評者にとっては、このようなルポ形式の図書を読むのは久しぶりだっ



● 岩波書店  
2007 年 1 月刊  
B6 判・404 頁・2940 円  
(税込)

● デイヴィッド・K・シブラー フリージャーナリスト。  
● もりおか こうじ 関西大学経済学部教授。  
● かわひと ひろし 弁護士。  
● ひだみさこ フリージャーナリスト。

た。小学生の頃、ある厳しい先生から外国文学の訳本を読まされて困ったことと同じことが起こった。カタカナの人名に頭がなかなかついて行かないのです。しかしそれでも、個々の登場人物の状況は明確に伝わってきた。こうしたアメリカの闇が、日本よりも大きいのか、深いのか、正確に断定できるほど評者は知らない。また、この 10 章で描かれているアメリカの様々な状況は、多かれ少なかれ日本にもある状況だろう。ただ、こういうルポに目を通したことで、いつもと違う想像力を養うことが少しはできたような気がする。映像とは違う魅力を感じた。所得税申告の（悪徳）代行業者が無知な労働者を勧誘している、ほとんどが移民の縫製工場で、時給 5.75 ドルを稼ぐために 1 時間にジーパンのチャックを 767 個！も付けている、不法移民を働かせる農場の小屋は、ベッドが臭すぎて移民たちは床に寝たがる、「あなたは何回レイブされたの？」と当然のようにケースワーカーに質問する少女……こうした情景を想像させる本書は、それだけで貢献があるといえよう。

NHK スペシャルでも感じたのだが、本書にも随所で隠れたキーワードを見つけた。ある種の「無知」である（「情報の欠如」でもよい）。日々の生活の糧だけを追い求めるような悲惨な状況に陥ると、人は、自らを救う術を知ることも少なくなる。むしろ相対的に恵まれた人々がさらに恵まれるような仕組みが

ある。様々な情報を獲得し、その最善のものを使って自らをより幸福にすることは、こうしたワーキング・プアの人々とはかけ離れた次元の話なのかもしれない。もちろん教育だけの問題ではない。その根は深く、たくさんあるため、どれか1つを修正すればよいわけではない。しかし、彼らをその「無知」から少しでも救うことができるのであれば、いくらかでもワーキング・プアは減るのではないか。日本的な「読み・書き・そろばん」を本書では「ハード・スキル」と呼び、時間を守ることや勤労意欲を「ソフト・スキル」と呼んでいる。低賃金の労働にすら定着できない人々には、「ハード・スキル」はおろか、「ソフト・スキル」がないことが多いという指摘は、我が国にも共通する部分があるだろう。

様々なルポに登場する背景、教育制度、最低賃金

制度、福祉制度、移民の労働等について、欲を言えばもう少し説明が欲しかった。アメリカ人、もしくはアメリカをよく知っている読者には当然なのかもしれないが、評者のようにさほどアメリカを知らない読者にとっては、カタカナの人名以上に困った。つまり、制度や仕組みなどの背景を推し量る尺度があれば、この本はもっと読みやすくなるだろう。

「アメリカ」を「日本」に変えただけで、身近なこととして考えさせられる本文最後の文章を引用して、この読書ノートを閉じる。「貧困の淵で働く人々は、アメリカの繁栄に欠くことのできない人たちであるが、彼らの幸福は、社会全体のなかで欠くことのできない部分としては扱われていない。それどころか、忘れ去られた人々は、崖から転落しまいとして、日々、悪戦苦闘している。恥を知るべきときである。」

水谷 英夫 著

## 『職場のいじめ』 —「パワハラ」と法

柏崎 洋美

(立教大学講師)

現在、社会で大きな問題となっている「職場のいじめ」について、労働法の観点からアプローチを試みた著作である。弁護士である著者は、2001年に『セクシュアル・ハラスメントの実態と法理——タブーから権利へ』(信山社出版)を上梓され、本書はその続編としての性格を持つものである。

本書において、「職場のいじめ」とは「職場という同一集団内で、力関係において優位にある者が、自分より劣位にある者に対し、主觀的客観的にかかわりなく、一方的に、一時的若しくは継続的に、身体的・精神的・社会的苦痛を与えること」と定義されている。

本書の構成は、職場のいじめの実態、背景と問題点を明らかにし（第1章「職場の『いじめ』とは何だろうか？」）、第2章「職場のいじめの特徴・原因とは？」）、職場のいじめに対するEU諸国等の先駆的な対策を概観した上で（第3章「諸外国における職場のいじめの現状と対策」）、法的諸問題の検討と



みずたに・ひでお  
弁護士。

●信山社出版  
2006年12月刊  
B6変判・256頁・2940円  
(税込)

対策を提示しようとするものである（第4章「職場の『いじめ』の法的責任（その1——個人責任について）」、第5章「職場の『いじめ』の法的責任（その2——使用者責任について）」、第6章「職場いじめに対する提言と対処法」）。第5章の使用者責任についての記述が最も頁数が多いことから著者が中心的に論じたいことは、この点にあると考えられる。

本のスタイルとして、第1章から第5章までは本文に入る前の扉に、各章で論じられている内容の概要が1頁にまとまっていて、これから読んでいく章の概要が理解できるよう工夫されている。また、図

表が豊富に盛り込まれているのが特徴の1つである。

まず、いじめの基準に関して、著者は、「いじめられる側の主観的な被害者感情を出発点とせざるを得ない」とし、今や、いじめは、「世界的に共通する現象となっている」ことを説いている。その中でも、職場のいじめは、「働く者の……労働権ひいては生活権を侵害するもの」であって、極めて深刻な被害をもたらす特徴を有していることを図表等を用いて分析している。

その上で、諸外国にも広がっているいじめの要因として、ILO等の報告書では、日本の経営の導入によって職場内外の「人間関係」を重視した経営システムが挙げられている。そして、当該人間関係からの逸脱を理由に、集団からの排除や圧力が、いじめの背景となることは大いにあり得るとされる。著者は、スウェーデン・イギリス・フランス・ベルギー・アメリカ・EU(EC)・ILOの取組を概観し、中でもILOの差別待遇条約(1958年、第111号)に基づいて、使用者に適切な苦情処理や懲罰手続等の整備等を提言する「ILO行動規範」に注目しているものと推認される。

欲を言えば、日本以外のアジア諸国の職場のいじ

めに関する現状について、若干言及されると理解が一層進むと考えられる。

職場のいじめが認定された場合、個人責任については、①刑事責任、②企業の秩序違反としての懲戒処分、③民事責任(個人及び使用者)が考えられ、使用者責任については、雇用契約上の付随義務である信義則によって「職場いじめ防止義務」が認められ、具体的な内容としては、①事前措置義務、②施設整備義務、③事後措置義務、④労災補償があるとする。更に、使用者責任の具体例として、「使用者の意思にもとづく職場『いじめ』」と、「使用者の意思にもとづかない職場『いじめ』」に分類して、検討を試みている。

最終的には、「包括的ないじめ対策に関する法制定が必要」とされ、その中には、いじめの定義や防止義務の具体的な内容を規定すべきであると説いている。また、現在進行中のいじめに対して、実務的な対処の方法についても言及している。

タイムリーな問題である職場のいじめについて、労働法上の新たな論点や分析を提示する、本文全体で237頁のB6変判の本であるが、重厚な研究書に匹敵する内容の著作である。